

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真珠母貝養殖業者の高齢化等により、真珠生産のための真珠母貝の不足が懸念されるなか、真珠母貝の生産量維持のため、真珠母貝養殖業者の担い手等の確保に取り組む愛媛県漁業協同組合の市内各支所（以下「県漁協支所」という。）に対し、市が予算の範囲内において、真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金（以下「支援金」という。）を給付する事業（以下「事業」という。）について、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期研修 J F えひめ漁業就業相談センターが水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）を活用して行う長期研修支援事業をいう。
- (2) 研修者 長期研修を受けることができないが、真珠母貝養殖業者の下で研修を受け独立する者をいう。
- (3) 国事業研修者 長期研修により真珠母貝養殖業者の下で研修を受けるが、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付要綱（平成30年要綱第71号）第2条第3号に規定する対象就業者に該当しない者をいう。
- (4) 参入者 研修者として最大2年間の研修を受け独立する者又は研修者若しくは国事業研修者とならずに真珠母貝養殖業者として独立する者をいう。
- (5) 後継者 真珠母貝養殖業者である3親等以内の親族の下で1年間従事した後、新たに経営を継承する者をいう。
- (6) 専従者 参入者又は後継者に該当する者と同一の経営体において新たに主体的に漁業経営に参画する者をいう。

(対象就業者)

第3条 支援金の対象となる者（以下「対象就業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第2号から第6号までのいずれかに該当し、給付開始初年度の年齢が63歳未満であること。
- (2) 本市に住所を有していること。
- (3) 市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていないこと。
- (4) 事業の終了後、概ね10年以上にわたり真珠母貝養殖業を継続する意思を有すること。
- (5) 生産された真珠母貝については、市内の真珠養殖業者に対する販売が見込まれること。

(給付要件等)

第4条 支援金区分、対象就業者、給付要件等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(給付対象者)

第5条 支援金の給付を受ける者（以下「給付対象者」という。）は、対象就業者を受け入れる県漁協支所とする。

(給付申請)

第6条 給付対象者は、支援金の給付を受けようとする場合は、年度ごとに宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、翌年度以降の申請については、前年度分の申請内容から変更がない場合に限り、添付書類の提出を省略することができる。

(給付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付決定通知書（様式第2号）により、給付対象者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により支援金の給付決定を受けた給付対象者（以下「給付決定者」という。）は、当該給付決定を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 支援金の額の増減
- (2) 対象就業者の区分の変更
- (3) 給付期間の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金変更承認通知書(様式第4号)により、給付決定者に通知するものとする。

(請求)

第9条 給付決定者は、別表第2に掲げる給付時期に宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付請求書(様式第5号)に関係書類を添えて、支援金を請求することができる。

(給付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理し、相当と認めるときは、支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第11条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、支援金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 支援金の給付の条件に反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認められたとき。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて当該給付決定者にその返還を命ずることができる。

(調査等)

第13条 市長は、給付決定者及び対象就業者に対し、必要に応じて就業状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

支援金区分	対象就業者	給付要件	支援金の額等
研修支援金	研修者	県漁協支所が下記の金額を給付すること。 前半18月以内 19万8,000円／月額 後半18月以内 29万2,000円／月額	前半18月以内 9万9,000円／月額 後半18月以内 14万6,000円／月額
参入支援金	参入者 後継者 専従者	県漁協支所が下記の金額を給付すること。 1人につき 19万8,000円／月額	1人につき 9万9,000円／月額
就業支度金	研修者 参入者 後継者 国事業研修者	事業又は長期研修の開始を理由とした転居であること。	36万円 県内から転入した者は2分の1、市内から転居した者は4分の1とする
住宅支援金	研修者 参入者 後継者 国事業研修者 専従者	事業又は長期研修の開始を理由とした転居であり、かつ、賃貸借契約を締結していること。	1月につき、家賃の額又は2万円のうちいずれか少ない額 給付は対象就業者が賃貸借契約している分に限る
独立支援金	研修者 参入者 後継者 国事業研修者	宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金交付要綱（令和3年要綱171号）の補助対象者に該当しない者。	上限70万円 真珠母貝養殖業に必要な資材等の漁業経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。） （1） 漁業資材代（経常的経費は除く。） （2） その他必要と認められる経費

別表第2（第4条及び9条関係）

支援金区分	給付回数又は期間	給付時期	備考
研修支援金	最大3年間	四半期ごと	給付申請日の属する月の翌月（その日が月の初日であ

			るときは、その日の属する月) から開始する。
参入支援金	最大1年間	四半期ごと	給付申請日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始する。
就業支度金	同一対象就業者につき1回	給付決定通知後	
住宅支援金	最大3年間	四半期ごと	研修支援金若しくは参入支援金を給付する期間又は長期研修実施期間とする。 給付申請日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始する。
独立支援金	同一対象就業者につき1回	独立後	研修者又は国事業研修者とならずに真珠母貝養殖業者として独立する参入者及び後継者は、経営開始から1年経過後の給付とする。

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所
給付対象者 名称
代表者職氏名

年度宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業を下記のとおり実施したいので、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 対象就業者欄

対象就業者氏名		
住所		
前住所		
対象就業者の区分 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 研修者（研修先： ） <input type="checkbox"/> 参入者 <input type="checkbox"/> 後継者（後継先： (続柄) ） <input type="checkbox"/> 専従者（主に経営する者： ） <input type="checkbox"/> 国事業研修者（研修先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
給付期間	月 日 ~ 月 日	
支援金申請額	研修支援金	円
	参入支援金	円
	就業支度金	円
	住宅支援金	円
	独立支援金	円

※前住所は、就業支度金又は住宅支援金を申請する場合のみ記入

2. 添付書類

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 労働条件通知書の写し（研修者又は国事業研修者の場合）
- (3) 長期研修支援事業 研修計画書（国事業研修者の場合）
- (4) 経営を開始したことを証明する書類（参入者の場合）
- (5) 続柄に関する申立書（別紙1）（後継者の場合）
- (6) 専従者であることを証明する書類（専従者の場合）
- (7) 対象就業者の住民票（就業支度金の場合）
- (8) 借家の賃貸借契約書の写し（住宅支援金の場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のありました 年度宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金については、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象就業者氏名 _____
- 2 支援金額 _____ 円
(内訳)
- 研修支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
- 参入支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
- 就業支度金 _____ 円
- 住宅支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
- 独立支援金 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金変更承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所
 給付対象者 名称
 代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で給付決定を受けた 年度宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 対象就業者欄

対象就業者氏名		
住所		
前住所		
変更理由		
対象就業者の区分 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 研修者（研修先： ） <input type="checkbox"/> 参入者 <input type="checkbox"/> 後継者（後継先： (続柄) ） <input type="checkbox"/> 専従者（主に経営する者： ） <input type="checkbox"/> 国事業研修者（研修先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
給付期間	月 日 ～ 月 日	
支援金申請額	研修支援金	円
	参入支援金	円
	就業支度金	円
	住宅支援金	円
	独立支援金	円

※前住所は、就業支度金又は住宅支援金を申請する場合のみ記入

2. 添付書類（変更があった場合のみ）

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 労働条件通知書の写し（研修者又は国事業研修者の場合）
- (3) 長期研修支援事業 研修計画書（国事業研修者の場合）
- (4) 経営を開始したことを証明する書類（参入者の場合）
- (5) 続柄に関する申立書（別紙1）（後継者の場合）
- (6) 専従者であることを証明する書類（専従者の場合）
- (7) 対象就業者の住民票（就業支度金の場合）
- (8) 借家の賃貸借契約書の写し（住宅支援金の場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで変更承認申請のありました 年度宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金については、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象就業者氏名 _____
- 2 変更後の支援金額 _____ 円
(内訳)
研修支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
参入支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
就業支度金 _____ 円
住宅支援金 _____ 円
(年 月～ 年 月)
独立支援金 _____ 円

様式第5号（第9条関係）

宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付請求書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
給付決定者 名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で給付決定を受けた 年度宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金について、宇和島市真珠母貝養殖担い手確保特別支援事業支援金給付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

1. 対象就業者欄

対象就業者氏名		
給付期間	月 日 ~ 月 日	
請求する対象期間	月 日 ~ 月 日	
支援金申請額	研修支援金	円
	参入支援金	円
	就業支度金	円
	住宅支援金	円
	独立支援金	円

2. 支援金の振込先

振込口座	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人（漢字）	
	口座名義人（フリガナ）	

3. 添付書類

- (1) 就業日誌（別紙2）（研修支援金、参入支援金の場合）
- (2) 就業状況が確認できる資料（研修支援金、参入支援金の場合）
- (3) 購入資材等の領収書の写し（独立支援金の場合）
- (4) 県漁協支所が給付したことが分かるもの（研修支援金、参入支援金の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙2)

就業日誌

氏名

令和 年 月

合計日数: 日

日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
就業時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
作業項目							
日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
就業時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
作業項目							
日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
就業時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
作業項目							
日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
就業時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
作業項目							
日	29日	30日	31日				
就業時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
作業項目							

作業項目リスト

番号	作業内容

(注) 作業内容については、簡潔に記載の上、適宜追加すること。

※上記内容が記載されたものであれば、本様式に限らない。